平成２３年（フ）第４０７７号
東京都品川区二葉４丁目６－２－210
債務者　大岩　正明
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０７８号
埼玉県和光市西大和団地４－７－305
債務者　大塚　正美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５２号
横浜市中区松影町３丁目９番地11　アネックスゆめ711号室
債務者　澤田　秀治
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４号
青森県上北郡七戸町字下鳥谷部35番地
債務者　鳥谷部雄太
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
青森県五所川原市若葉３丁目11番１号　県営住宅K－３
債務者　秋田くめ子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目16番地の５レスポワールカソノ102号
債務者　武笠よう子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４０３８号
東京都町田市図師町1266―128
債務者　川原　茂隆
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０３９号
東京都町田市本町田3486－１－13―406
債務者　板垣日出和
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２号
静岡県牧之原市静波1782―11　レオパレスプラージュ102号室、旧住所静岡県焼津市小川新町３丁目６番11号
債務者　鈴木　　卓
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５５号
静岡市駿河区広野２丁目７番31号　グリーンハイツ102号
債務者　大貫　公次
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７号
静岡市駿河区桃園町14番23号　カーサ・ハピネス103号、旧住所静岡市駿河区南町６番７号
債務者　名和　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３号
沖縄県宜野湾市字愛知504番地３　仲松アパート301号
債務者　喜村　貴子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６９号
沖縄県うるま市字栄野比19番地　コーポ池原306、住民票上の住所沖縄県那覇市字小禄342番地
債務者　髙良　勝彦
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４２号
静岡県浜松市浜北区尾野842番地
債務者　鈴木　大輔
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
静岡県浜松市浜北区高薗13番地の６　ハイツタカソノ105
債務者　山田　眞弘
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係